平成３０年（フ）第５号
愛知県岡崎市羽根西３丁目７番地２　Ａ－Ｃｉｔｙ羽根西　405、開始決定時の住所秋田県由利本荘市大鍬町143番地３　フェアステージ橘　102号室
破産者　三浦　　将
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１８７０号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地３－９－301
破産者　大嶋　光三
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
埼玉県行田市大字野452番地１
破産者　東　　貴裕
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第４６号
埼玉県東松山市大字市ノ川481番地50
破産者　小林　成美
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第５３号
埼玉県熊谷市赤城町２丁目10番地　コーポたちばなＡ棟101
破産者　吉野　文男
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第５６号
埼玉県深谷市田中1376番地１
破産者　内田　　優
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第２３号
神奈川県横須賀市津久井１丁目19番１－201号
破産者　中島京四郎
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１１０２号
名古屋市緑区鳴海町字山ノ神８番地　ニュー栄101号、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字上ノ山62番地の６
破産者　稲垣　　茂
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２７号
名古屋市天白区平針５丁目1601番地
破産者　織田　秀一
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５０号
名古屋市南区上浜町332番地　タウニー青山Ａ棟201号
破産者　堀井　敏矢
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６０号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｄ棟101号
破産者　立野よし子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５０号
三重県三重郡川越町大字豊田322番地１　グレイスコンフォース　303
破産者　渡邉佐知子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９２８号
広島県東広島市黒瀬楢原北２丁目22番５号
破産者　岡﨑　　孝
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４２号
広島市安佐南区東野１丁目12番７－101号
破産者　牛来　秀平
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４号
徳島県徳島市八万町上福万172番地の97　ハイツ福寿園Ⅱ　15号、旧住所徳島県徳島市八万町川南30番地の１
破産者　坂井　金二
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８５号
徳島県徳島市八万町上福万172番地の97　ハイツ福寿園Ⅱ　15号、旧住所徳島県徳島市八万町川南30番地の１
破産者　坂井　康子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０４号
高知市南久万26番地２　ルーア503号
破産者　笹山　博史
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係